

保育サービス事業の現状と課題

林 宜 嗣

I はじめに

出生率の低下にともなう乳幼児数の減少、高齢社会の本格化にともなう高齢者対象社会保障支出の増大、国および地方財政状況の悪化など、保育サービスをとりまく環境は大きく変化している。さらに、救貧対策から出発し、生活支援へとその役割の比重を移してきた保育サービスであったが、1994年に策定された「エンゼルプラン」では、少子化への対応の必要から保育所がもつ子育て支援の役割を積極的に推進することを目的とし、多様な保育サービスの充実が必要であることが謳われている。

こうした社会経済情勢の大きな変化のなかで従来の保育所のあり方が問われている。一つは措置制度を基本とした保育サービスそのものの問題であり、いま一つは公立保育所と民間保育所の役割分担の問題である。また、現在、保育所入所児童数の4割強を引き受けている民間保育所も従来の経営からの転換を求められている。本稿は、保育サービスをとりまく環境がどのように変化しているかを明らかにしたうえで、保育サービス供給のあり方を検討しようとするものである。

II 保育サービスをとりまく環境の変化

1. 定員割れ問題

厚生省が発表した「人口動態統計」によると、1993年の出生数は119万人、合計特殊出生率は1.46であった。第二次ベビーブーム期の73年、

出生数は209万人、合計特殊出生率は2.14人であったから、乳幼児の数がいかに減少しているかが分かる。

4歳以下人口のうち保育所に入所している児童の割合は1975年には6.6%であったが、92年には12.0%に上昇した。このように共働き世帯の増加等によって保育ニーズは高まっているのであるが、保育需要の基礎となる乳幼児数の大きな減少によって保育所は定員割れ問題に直面している。図1は1973年以降の保育所定員と措置児童数の推移を見たものである。70年代は保育需要の増大に合わせて定員が大きく増加した時期であり、定員充足率は93%台を維持していた。しかし80年代に入ると、定員割れが目立ち始める。対策として入所定員数の削減が行われてきたものの、児童数の減少には追いつかず、定員充足率は低下の一途をたどっている。そして、93年には82.4%とピーク時に比べて10ポイントも低下したのである。

表1は1992年の定員充足率を都道府県別に集計して示したものである。公立・民間を合計した場合の充足率が最も高いのは沖縄県の95.7%、

表1 定員充足率

	公立・民間合計		公 立		民 間	
最 高	沖縄	95.7%	沖縄	91.2%	徳島	100.0%
最 低	愛知	78.1%	京都	72.7%	愛知	87.3%
全国平均		87.1%		81.1%		95.6%
変動係数		0.045		0.049		0.029

注：1) 定員充足率＝措置児童数/定員

2) 変動係数＝標準偏差/平均

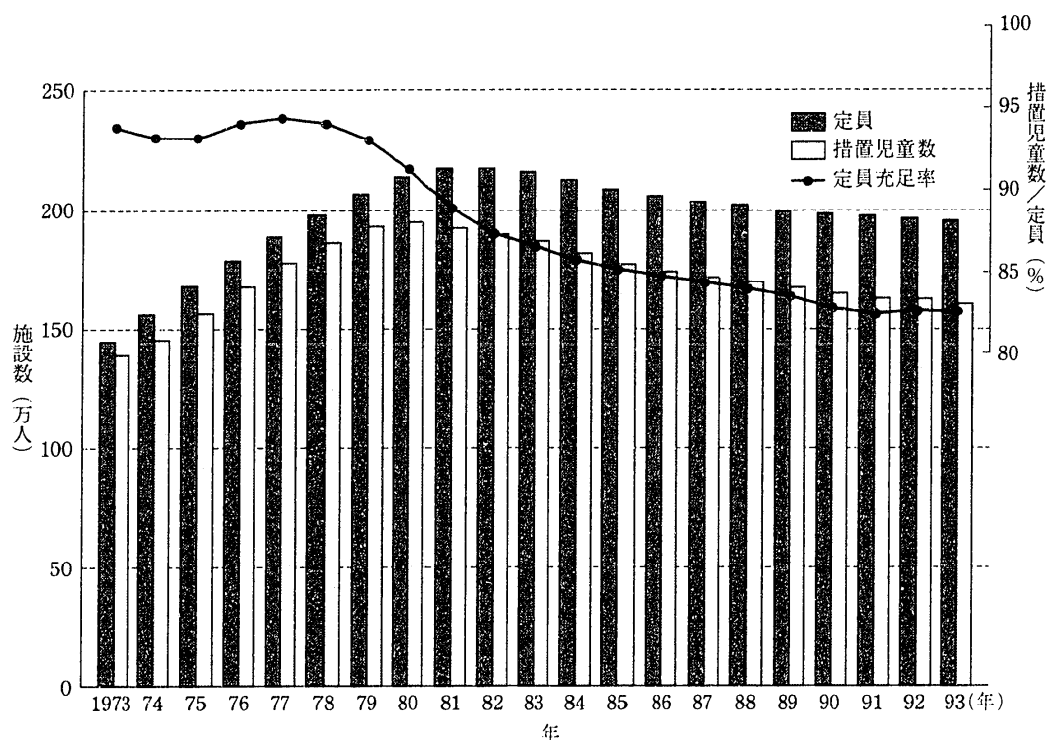


図1 定員と措置児童数の推移

最低は愛知県の78.1%，全国平均は87.1%である。定員充足率の変動係数は0.045となっている。これを公立・民間別に見ると，公立保育所の場合，最高は沖縄県の91.2%，最低は京都府の72.7%，全国平均は81.1%，変動係数は0.049である。一方，民間保育所の場合には，徳島県の充足率は100%であり，最低の愛知県は87.3%となっている。全国平均は95.6%であり，公立の平均と比べると，約14ポイント高くなっている。また，変動係数も0.029と公立保育所ほどには地域間の差は大きくない。

定員割れは保育所の運営に大きな影響を及ぼすことになる。つまり，保育所の運営費は，措置費として各月初日現在の在籍措置児童数に応じて交付されるため，それに見合った職員が配置されていなければならない。もし年度途中で定員割れが生じた場合，それに応じて保母を配置替えしたり，削減することは非常に困難である。とくに民間保育所の場合，大幅な定員割れは保育所の経営基盤

を揺るがすことになる。そこで，民間保育所への入所を優先させることによって定員割れに対処している自治体も多い。このことが民間に比べて公立保育所の定員充足率を低める原因の一つとなっている。

出生率の低下によって保育所の定員割れ問題が顕在化しているが，なかには，地域の需要を超えて保育所が設置されたところもあり，問題の程度を大きくしてしまったといえる。しかし一方で，生活様式の変化にともなって，これまでとは異なった保育ニーズが生まれているにもかかわらず，保育ニーズの変化に十分に対応できないことが，定員割れの一因となっている可能性も否定できない。要するに，保育所はすでに量的拡充の時代から質の充実の時代に入ったわけである。

2. 保育ニーズの多様化

保育所の歴史は1938年に制定された社会事業法の「託児所」に始まる。そこではサービスはも

っぱら低所得者への救済対策として提供されてきた。しかし戦後になって、1947年に児童福祉法が制定されると、「保育に欠ける」という生活上のニーズに対応する児童福祉施設として「保育所」が位置づけられることになる。この結果、保育需要は拡大し、保育所の施設数と入所定員は急増したのである。

このように、生活上のニーズに応えるものとなったことは、保育所が経済的要件によってサービスの受給対象を決定する「選別主義」的福祉施設とはいえなくなったことを意味する。しかし、現実には高度経済成長期に至るまでの保育所は、依然として生計を維持するための労働にともなって生じる需要に対応するものであり、対象は所得水準の比較的低い階層を中心としていた¹⁾。

しかし、保育需要は女性の就労の増加と核家族化の進展によってさらに増大し、1960年代の後半から70年代半ばにかけての高度経済成長期に、保育サービスの量的拡大が図られていく。この時代になると、保育サービスの需要者の所得水準は比較的高い階層にまで及ぶようになり、いわゆる「普遍主義」的福祉政策へと性格をシフトさせていくのである。もちろん、貧困老人のための養護老人ホームや低所得老人のための軽費老人ホームが存在する老人福祉政策とは異なり、「保育に欠ける」児童に、所得水準に関わりなく同一施設で同じサービスを提供する保育所においては、保育料を減免するという形での「選別主義」的な福祉政策という側面は残されている。しかし、同時に普遍主義的な福祉政策としての比重は確実に大きくなっていった²⁾。

保育サービスの受給対象者の範囲の拡大は同時に、保育サービスがもつ意味合いの変化でもあった。つまり、最低限度の生活を維持するために必要な労働の場合、子供を保育所に入所させるかどうかに関して親の選択の余地はない。その意味で保育ニーズは基礎的で必需的なものである。しかし、より高い生活水準を享受したり、自己実現を追求することと結びついたニーズは、むしろ高次で選択的なものといえる。今日の保育サービスはこうしたニーズにも応えている。

Ⅲ 民間保育所 vs. 公立保育所

1. 保育サービスにおける民間保育所と公立保育所

図2は保育所入所児童数の民間対公立の比率の推移を示したものである。1957年には保育児童全体で、民間が31万5212人、公立が34万1795人、民間・公立比率が0.92と、民間保育所が公立にほぼ匹敵する乳幼児を措置していた。ところが、保育ニーズの高まりに応えるための保育所整備は、次第に公立に比重を移していき、民間・公立比率は低下の一途をたどることになる。そして、1975年には入所児童数は、公立が101万2290人、民間が61万8735人となり、民間・公立比率は0.61にまで低下するのである。

しかし、入所児童数(公立+民間)の対前年増加率が1973年の9.4%をピークに低下し始めると、それまで公立が民間を上回っていた措置児童数の対前年増加率が76年からは逆転する。この結果、民間・公立比率は75年を境に上昇を始めるのである。そして、出生率の低下による乳幼児数の減少によって保育所入所児童数は81年から対前年比で減少を始めるが、公立保育所の減少率が民間保育所を上回っているために、民間・公立比率は一貫して上昇し、1992年の入所児童数は、公立が93万7143人、民間が76万2006人と、民間・公立比率は0.81にまで上昇している。

入所児童数全体で見た場合、依然として民間は公立を下回っているが、年齢別に民間・公立比率を見ると、民間保育所の比重は大きく異なっている。0歳児の場合、入所児童数は一貫して民間が公立を上回り、1958年には民間・公立比率は2.6に上っていた。その後、公立保育所への入所者数が増加したために、民間・公立比率は1975年には1.34にまで低下するが、その後は再び上昇し、92年には2.4まで上昇している。

0歳児ほど民間の比重は大きくはないが、1・2歳児についても民間保育所の入所児童数が、74～77年を除けば公立保育所を上回っている。3歳児については1960年までは民間保育所が公立

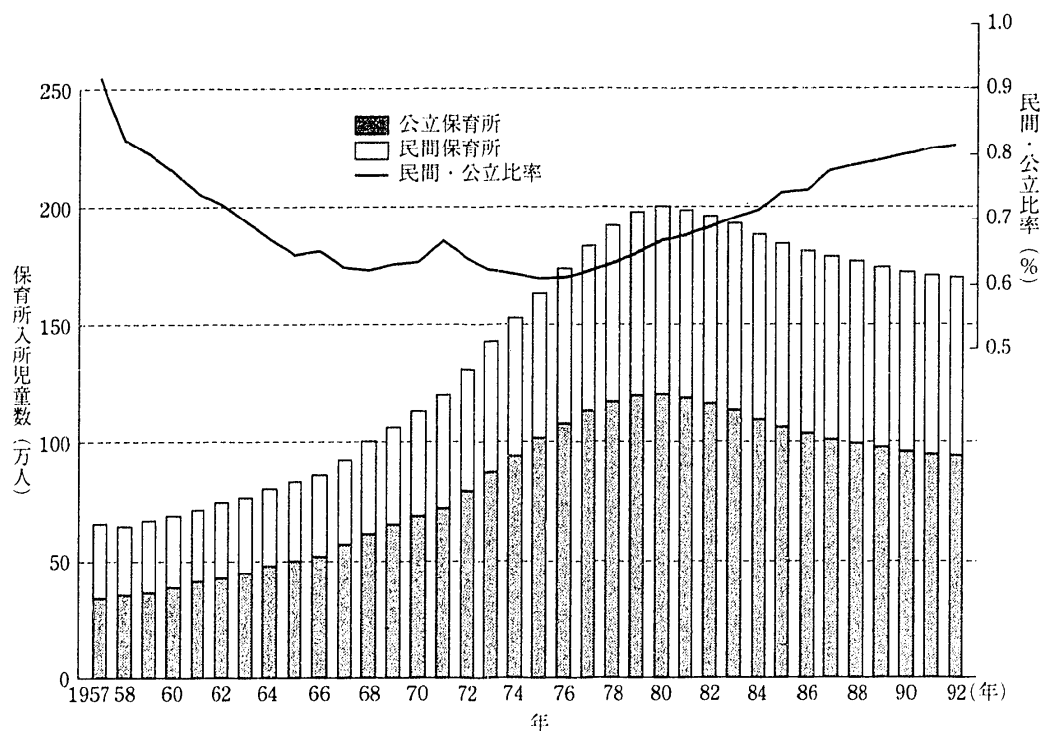


図2 民間保育所のウェイトの推移

を上回っていたものの、1974年には0.64にまで低下している。その後、民間・公立比率は上昇するが、92年でも0.83と、依然として公立保育所の方が多し。4歳以上児になると、民間保育所の比重はますます小さくなる。比率が最低となった1976年には0.55であり、92年には0.70にまでようやく回復した。要するに、保育コストの嵩む乳児から低年齢児童に関しては、民間保育所の果たしている役割が大きく、年齢の高い児童に関しては公立保育所の役割が大きくなっているのである。

2. 多様な保育ニーズへの対応

近年、乳児保育、障害児保育、延長保育、夜間保育、一時的保育、長時間保育といった特別保育に対する需要が多く、政府もこうした保育ニーズに応えるための予算措置(国庫補助)を講じている。乳幼児保育を実施する保育所は6984カ所、このうち民間保育所は4470カ所(64.0%)、障害児保育は全体で4038カ所、このうち民間が1636

カ所(40.5%)、延長保育は全体で1305カ所、民間が949カ所(72.7%)、夜間保育は全体で36カ所だが全てが民間保育所、一時的保育事業は全体で340カ所、このうち民間が266カ所(78.2%)、29カ所ある長時間保育所の全ては民間である(いずれも1993年度見込み)。

ここで、保育時間10時間以上の保育所の割合を都道府県別に見ると、割合が最も高いのは東京都の97.9%、次いで大阪府の97.0%である。一方、割合が低いのは高知県の37.6%、岐阜県の37.7%となっている。通勤時間が長く、通常の保育時間では親のニーズに応えられない大都市圏で長時間保育の比率が高くなっているということなのだろう。しかし、長時間保育実施保育所の割合に大きな影響を与えているのは民間保育所の存在である。

いま、10時間以上の保育を実施している保育所数の割合を、①都市化を表す変数としての人口1人当たり県民所得、②施設数で見た民間保育所の割合、とで説明する回帰式を求めると、(1)式の

ようになる。

$$\begin{aligned} \text{長時間保育実施比率} &= 6.11 + 0.0134 \\ &\quad (2.77) \\ &\quad \cdot \text{県民所得/人} + 0.682 \cdot \text{民間比率} \quad (1) \\ &\quad (5.21) \\ \bar{R}^2 &= 0.408 \end{aligned}$$

民間保育所比率の高い府県ほど長時間保育実施保育所の比率が高いという結果が得られている。民間保育所が働く親の保育ニーズに即応できているのである。

このように、働く親の多様な保育ニーズに応えているのは民間保育所なのである。

3. 保育サービスの生産コスト

保育サービスの生産において民間保育所と公立保育所との間には差があるのだろうか。この点を検証する一つの方法は、児童1人当たり保育経費の大小に公民比率の差が統計的に見て有意に影響しているかどうかを分析することである。しかし、保育所にかかる経費の地方公共団体別データは公表されておらず、児童福祉費を利用せざるを得なかった。また、保母の配置数が異なるなどの理由で、保育児童の年齢によって保育コストに差が存在する。したがって、自治体間の保育児童の年齢構成の相違による児童福祉費の差を取り除くために、本分析では年齢の異なる児童を年齢別保育単価の差(国基準)を用いてウェイトづけし4歳児に換算したうえで、4歳児換算後の措置児童数1人当たり児童福祉費を比較することとした。なお、データは大阪市を除く大阪府下31市のものを用いた。

児童1人当たり児童福祉費の31市平均は152万6000円、最高は豊中市の287万5000円、最低は阪南市の99万7000円であった。(2)式に示したように、1人当たり児童福祉費の都市間格差は、①公立比率(公立保育所定員/総定員数)、②児童・保母比率(4歳児換算保育児童数/保母数)、③財政力指数、④公立保育所の規模(公立保育所定員/公立保育所施設数)、⑤豊中市ダミー、の5つの変数で約88%の説明が可能である。

保育児童1人当たり児童福祉費

$$\begin{aligned} &= 680.87 + 7.868 \cdot A - 90.74 \cdot B + 667.97 \cdot \\ &\quad (5.28) \quad (-3.05) \quad (4.48) \\ &\quad C + 3.174 \cdot D + 807.6 \cdot E \quad (2) \\ &\quad (3.19) \quad (5.35) \\ \bar{R}^2 &= 0.881 \end{aligned}$$

A：公立比率

B：児童・保母比率

C：財政力指数

D：公立保育所の規模

E：豊中市を1、その他を0とするダミー変数

推計結果から、公立比率が1%ポイント高くなると、1人当たり児童福祉費は7868円の増加、保母1人当たり4歳児換算後措置児童数が1人増えると、児童福祉費は9万740円だけ減少する。公立比率の最低は河内長野市で28.1%、最高の豊中市が93.4%であるから、この差だけで両市の間には51万3700円もの差が1人当たり児童福祉費に発生することになる。

公立保育所の規模は児童福祉費に正の相関をもっており、1施設当たり定員が1人増えると1人当たり児童福祉費は3000円増加する。財政力指数も児童福祉費と正の相関があり、指数が0.1高くなると、児童福祉費は6万6797円増加する。財政力の強い都市ほど、保育所をはじめとした児童福祉政策に多くの財源を投入していることが分かる。

以上の計測結果は次のように解釈することができる。公立保育所の場合、国基準を上回る保母の配置や、保母の年齢構成が高いことによる人件費増によって保育コストが嵩むのに対して、民間保育所の場合には国の措置基準に近い水準で保育所を運営していることと、運営費補助があったとしてもその金額は公立保育所の措置費上乗せに比べると小さいことから、公立比率が高いほど財政負担は大きくなるのである³⁾。

また、保育所の規模が大きくなれば規模の経済性が作用すると考えられるが、実際には規模が大きくなるとコストが嵩む結果になっている。これは、保育所の規模が大きいくほど定員割れの程度が大きく、人件費を含む削減困難な固定コストの存

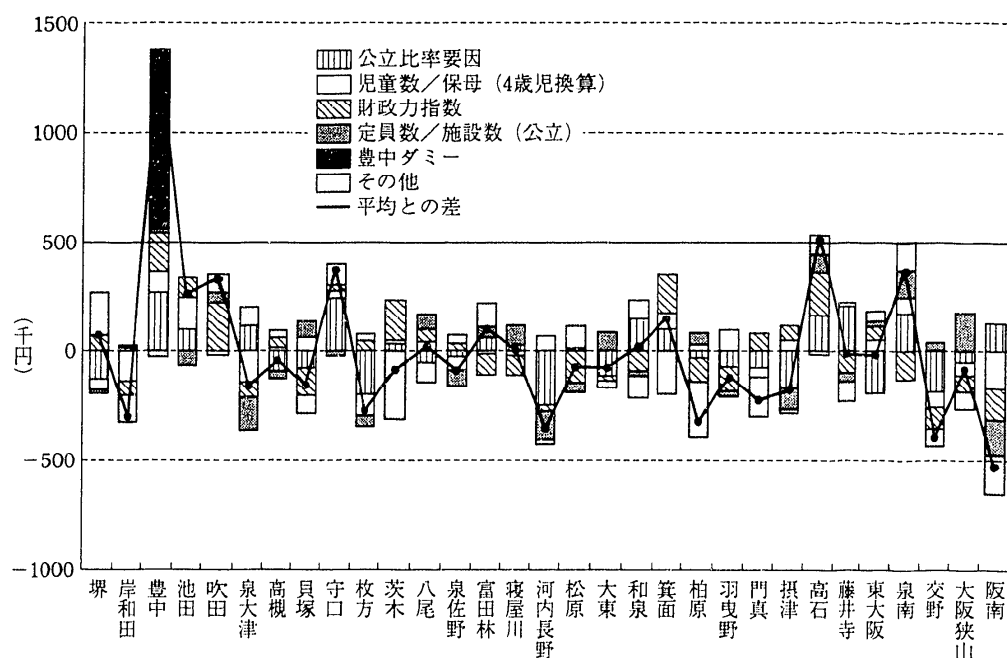


図3 保育児童数1人当たり児童福祉費格差の要因分解

在が大きく影響するためと考えられる。

この計測結果を用いて大阪府下都市間の1人当たり児童福祉費の格差とその要因分解を行ったものが図3である。4歳児換算児童1人当たり児童福祉費に公立比率が大きく影響していることが分かる。公立保育所の民営化によって、財政負担は大きく軽減されるはずである。

それでは、国の基準を上回る保母の配置は公立において大きいのだろうか。民間保育所の保母数が大阪府下のデータから得られなかったので、都道府県別に集計したデータを用いて、民間保育所比率（民間入所定員/総入所定員）と保母の加配率との関係を見たのが(3)式である。加配率は、年齢別保育児童数に国の年齢別保母配置基準を適用して国基準の保母数を算出し、実際の保母数との差を国基準保母数で除したものである。

保母加配率

$$= 56.52 - 0.474 \cdot \text{民間保育所比率} \quad (3)$$

(-4.05)

$$\bar{R}^2 = 0.267$$

保母加配率は民間保育所比率だけで十分に説明

することはできないが、民間比率が高くなれば、加配率が低下するという傾向が明確に見て取れる。

IV 保育サービスの民営化

1. 措置制度を考える

現行の保育所の基本は措置制度にあり、これによって保育所入所の方法、供給されるサービスの種類や内容、費用負担等の制度の大枠が規定されている。保育所への入所については、当初、保護者の願出と保育所長の許可義務という形で立案されたのであるが、家計維持のために両親がともに働かなくてはならないような状況下では、児童の保護を確保するためには、願出を待つよりも、公費で行政庁の処分として入所させる仕組みが適当であるとして、現在のような措置制度が設けられることになったのである⁴⁾。

保育サービスが措置制度の枠内で供給される理由はどこにあるのだろうか⁵⁾。

第1は基本的人権の保障という社会的ミニマム論である。保育に欠ける乳幼児のように、現金を

給付してもそれを本人が市場で使えない場合には、所得移転による不平等の縮小のみではその効果は及ばない。したがって保育所を整備し、そこに収容することが正当化される。

第2は保育サービスの価値財 (Merit Goods) としての要素である。例えば両親が共働きしなければ最低限の生活すら営めないために保育に欠ける乳幼児のような場合には、その保護者に現金を給付することによって保育の向上を図ることは可能である。ところが、給付された現金が必ずしも乳幼児の保育向上に向けられるとは限らない。それどころか、保護者の酒代やギャンブル代に消える可能性すらある。したがって、一種のパターナリズムによって乳幼児に保育サービスを現物で給付することが考えられる。

第3は消費の外部性の存在である。低所得者が保護されることが社会の安定に寄与するように、保育に欠ける児童が保護されることは、児童の健全な育成を通じて将来の社会の発展に寄与するとともに、女性就労の基盤を形成するという効果をもつ。

第4は不確実性に基づくものである。現状では児童福祉政策によって生活を保障されていない人びとも、将来、保育サービスを受ける必要があるような事態に直面するかもしれない。保育サービスの利用可能性と、そのときに必要となる金銭的負担の発生という危険を回避するために、いわば保険として保育サービスの費用負担を負うのである。

しかし、以上の根拠はいずれも、基礎的で必需的な保育サービスには当てはまるものの、普遍主義的で選択的な保育ニーズにまでこれらの根拠を当てはめることには無理がある。保育ニーズが多様化している今日、こうした措置制度をどのようにとらえるかが、今後の保育政策改革のポイントとなる⁶⁾。

保育ニーズが画一的で、サービスが救貧対策的な性格を強くもっていた時代にあつては、措置制度による全国画一的な保育サービスの提供は、それほど大きな問題を引き起こさなかったし、むしろ、保育サービスの充実にそれなりの効果を発揮

してきたともいえる。しかし、今日のように社会経済情勢が複雑になり、保育ニーズが多様化してくると、措置制度による画一的なサービス供給では対応しきれなくなっている。というのも、保育所が多様なサービスを供給したいと考えたとしても、市町村が措置費を全額支弁することが原則であり、負担能力に応じてその費用の全部または一部を児童の扶養義務者から徴収することができる、とされている限り、保育所が自主的に多様なサービスを供給するわけにはいかないからである。

また、需要者の選択の自由が措置制度によって制約されると、供給する側でも自己改革の努力がおろそかになり、サービスの質そのものが低下する可能性すらある。

2. 保育サービスの多様化への対応

表2は、保育サービスを生産と購入 (費用負担) に区分し、その組み合わせによって分類したものである。現行の措置制度を基盤とする保育サービスは、マトリックスの中では1, 2となる。1は公立保育所であり、費用負担者 (購入者) とサービスの生産者が区別されない。2は民間保育所への措置委託であり、保育サービスの購入者としての市町村が生産者である民間保育所からサービスを購入する形をとっている。サービスの購入者に徹し、生産者としての立場を放棄することによって、市町村は保育サービスの供給における効率性の確保をはじめとして生産面に神経を使うことなく、アウトプット重視の政策を展開できる。先の実証分析でも明らかのように、民間保育所は経営上の観点から生産効率を重視せざるを得ないのである。

保育サービスにおける行政の責務は、地域社会

表2 保育サービスの生産と購入

		購入者 費用負担者	
		公	民
生産者	公	1	3
	民	2	4

における互助、共助あるいは市場による供給のみに委ねていたのでは、そこから排除されてしまう人びとに向けられるべきである。これは従来の措置制度を継続する必要があることを意味している。しかし、低所得階層への保育サービスの保障の責任が行政にあるとしても、直接にサービスの生産を行う必要はなく、民間委託(2)を進めるべきなのである。そして、負担能力が低いために保育サービスを受けることができない人びとに対しては負担の軽減を行えばよい。

高次で選択的なニーズに応える保育サービスについては、保育所とサービス購入者としての親との間で結ばれる契約によってサービスが取引されるべきであり、マトリックスでは3ないし4ということになる。しかし、生産効率やニーズへの適切な対応という基準からは4を取り入れるべきである。もし、公立保育所が保育サービスの生産を続けようと思うのであれば、イギリスの行政改革で「強制競争入札 (Compulsory Competitive Tendering)」として実施されているように、公立保育所が民間保育所と同じ土俵で競争入札によってサービス供給を受注するという方式を採用すべきであろう⁷⁾。

3. 「地方は公立保育所で」という考えの妥当性

「民間活力が乏しい地方においては民間活力を活用したくてもできない。したがって公立保育所が必要だ」といわれることがある。たしかに地方の経済は公共投資をはじめとした財政資金によって維持されている面があることは否定できない。だが、保育所についても同じことがいえるのだろうか。この点を検証してみよう。

表3は、都道府県別に集計した公立保育所比率(定員基準)が、地域の経済力や都市化度を表すと考えられる変数でどの程度説明が可能かを見たものである。説明変数としては、財政力指数、人口1人当たり県民所得、人口密度を代替的に用いた。上のような公立保育所の存立理由が妥当であるなら、経済力が大きく都市化が進んでいる地域ほど、公立比率は小さくなると考えられる。ところが、統計的に有意な結果が得られたのは、大都

表3 経済力・都市化度と公立比率の相関

		財政力指数	県民所得/人	人口密度
除く大都市 所在都道府県	係 数	0.35	0.0002	0.00003
	t 値	2.28	2.44	0.35
	決定係数	0.133	0.149	0.004
含む大都市 所在都道府県	係 数	17.5	0.0068	0.0164
	t 値	1.67	1.34	2.31
	決定係数	0.059	0.038	0.106

注：大都市とは、札幌、仙台、千葉、東京、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、北九州、福岡である。

市所在都道府県を除く36県をサンプルとしたときの「財政力指数」と「人口1人当たり県民所得」を説明変数とした場合と、大都市所在都道府県を含む47都道府県をサンプルとしたときの「人口密度」を説明変数とした場合だけである。しかも、それぞれの変数は公立比率と正の相関が見られるのであり、結果は経済力が大きく、都市化が進んだ地域ほど民間保育所の比率が低くなっているのである。つまり、民間活力に期待できない地方では公立保育所が民間に代わってサービスを提供し続けなければならないという主張は十分に根拠のあるものとはいえない。

これに対しては、措置委託制度をとっているからこそ、地方でも民間保育所の経営が成り立っているものであり、措置制度が後退し自由競争を前提とした場合には、民間保育所の経営は成り立たないはずだという考えもある。かりにこの考えが正しいとしても、民間保育所に対して財政支援を行えばよいのであって、公立保育所でサービスを生産しなければならないという理由にはならない。そして地方であっても、都市部に見られるような母親の就労は増加していること、商業も職住分離が進んでいること、核家族化が進展していることなどを考えるなら、保育サービスに対する需要は十分に存在すると考えられる。

V むすびに代えて

「現在、社会サービスの性格は、かつての救貧的、選別的な性格から一般的、普遍的な性格を有するサービスへという歴史的な変容過程にあると

も言え、例えば、福祉サービスについては、行政による一般的なサービス供給の形式から、ニーズを有する者がサービスを利用するという供給方式への流れと言い換えることができる。また、生活水準の向上等に伴い、画一的なサービスからきめ細かなより質の高いサービスへとニーズが高度化しつつあるが、サービスの種類によっては市場機構が適切に機能すれば、むしろ民間部門の方が公的部門よりも多様なニーズにより適合したサービスを安価に供給できる可能性も生まれつつある。」

以上の文章は1986年版『厚生白書』における記述である。それから10年が経過した現在、保育サービスにおける民間活力の重要性はいっそう高まっている。しかし、現在の保育所を見ると、保育サービスの多くが公立保育所によって生産され、民間保育所にしても、人件費等の高騰等によって措置費のみでは運営できず、県や市町村からの補助に頼っているのが現状である⁸⁾。また、措置制度への依存から脱却できないでいる民間保育所の経営者も多い。しかし、措置費依存を続ける限り、国や地方公共団体の財政状況に左右されるし、多様なニーズに対応することもできない。また、自治体への財政依存は厳しい財政状況下においては限界があるし、補助金を受けることによって民間保育所の主体的な運営が損なわれる可能性もある。

民間保育所が強固な財政基盤を確立するためには、一時的保育、長時間保育、日曜祝日保育等、多様な保育ニーズに積極的に対応し、収入を確保することが求められる。とくに、定員割れをきたしている保育所については、保育の余剰能力の積極的な活用が必要である。しかし、民間保育所が多様なニーズに応えるためにも、また、保育サービスの供給における民間活力を十分に引き出すためにも、保育所に課されている各種の規制を大幅に縮小・緩和しなければならない。

注

- 1) 小室豊允、1990、161頁によると、1950年代前半までの保育所入所児童数の7～8割が旧A・B階層であり、低所得・母子家庭などが中心で

あった。

- 2) 小室豊允、前掲書、161頁によると、最近では保育所入所児童の家庭は全国平均で旧A・B階層は1割にすぎない。また、厚生省が設置した保育問題検討会、1994によると、1960年度には19.7%にすぎなかった所得税課税世帯が保育所入所世帯に占める割合は、90年度には71.8%に達している。
- 3) 林宜嗣、1989は、1987年度のデータを用いて、大阪府下都市平均の4歳児換算児童1人1ヵ月当たり国基準運営費は公立4万2627円、民間4万3384円であり、自治体の上乗せ分は公立5万8473円、民間7013円、上乗せ率(上乗せ分/国基準運営費)は公立137.2%、民間16.2%という結果を導いている。
- 4) 保育問題検討会、1994を参照
- 5) 林宜嗣、1987、90～91頁。
- 6) 保育問題検討会、1994では措置制度に関して賛否両論が併記された。
- 7) イギリスの強制競争入札は、Bailey、1995に詳しい。
- 8) 大阪府下の民間保育所を有する33市町村の民間保育所に対する助成額は運営費補助を中心に約110億円(1995年度予算額)、保育児童1人当たりで約39万円に達している。

参考文献

- Bailey Stephen J. 1995 *Public Sector Economics ; Theory, Policy and Practice*, Macmillan.
- 林 宜嗣 1987「教育・福祉支出」能勢哲也・丸山高満編『現代地方財政学』, 有斐閣。
- 1989「保育サービスの現状と課題——大阪府下自治体におけるコストの公私比較を中心に」大阪府総務部地方課『大都市圏諸都市の行財政運営に関する調査報告書』。
- 保育問題検討会 1994「保育問題検討会報告書」。
- 加々美 俊 1988「保育行政とその費用負担」鳴海正泰編著『自治体の施策と費用』, 学陽書房。
- 小室豊允 1986『社会保障と福祉施設の展望』, 全国社会福祉協議会。
- 1990『90年代福祉政策を読む』, 中央法規出版。

資 料

- 地方財務協会『地方財政統計年報』
- 自治省『地方財政白書』
- 経済企画庁『国民経済計算年報』
- 総務庁統計局『社会生活統計指標』
- 東洋経済新報社『地域経済総覧』
- 全国社会福祉協議会『保育年報』

(はやし・よしつぐ 関西学院大学教授)